

# 平成26年度政府予算案等状況調書

平成26年1月14日  
 全員協議会資料

<凡例>

「予算案等の状況」欄 全国枠の金額（単位：億円）である。

※=その他の進展

[補] =平成25年度補正予算案に計上

## 内閣官房関係

重点要望の内容等	予算案等の状況（億円）			
	事 項	H25 当初予算	H26 概算要求	H26 政府予算案等
<p><b>I 竹島の領土権の早期確立〔総務部〕</b></p> <p>衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。</p> <p>（1）政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。</p> <p>（2）領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への提訴など外交交渉の新たな展開を図ること。</p> <p>（3）国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。</p> <p>（4）竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。</p> <p>（5）国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。</p>	領土・主権内外発信推進経費	0	1	1

<p><b>Ⅱ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応〔政策企画局〕</b></p> <p>1 交渉において、影響が甚大な農産品などについては、関税撤廃の例外措置を確保することに、全力を尽くすこと。</p> <p>2 交渉の進展について、国民に対し、適時に、十分な情報提供を行い、丁寧な説明を行いながら粘り強く交渉を行うこと。</p> <p>3 交渉において、仮に農産品等について実効ある例外扱いが達成できないなど、国益を損なうということになるのであれば、TPP不参加を含め、国民の意向をよく汲んで、慎重な対応をすること。</p>				
<p><b>Ⅲ 原子力発電所の安全対策の強化等〔防災部〕</b></p> <p><b>1 原子力安全対策</b></p> <p>(1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。</p> <p>(2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から、島根原子力発電所1、2、3号機に関する設置変更許可等の申請があった場合には、その安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。</p> <p>また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。</p> <p>(3) 原発の稼働・再稼働については、まずは、国のエネルギー政策上の原発の位置付けを明らかにした上で、個別の発電所毎に、その安全性を十分に考慮して、国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。</p> <p>また、その具体的な手続きを早期に示すこと。</p>				

<p><b>2 原子力防災対策</b></p> <p>地域防災計画を充実するために、「原子力防災会議」の下に設置された、国と原発の立地・周辺自治体とで構成する作業チームにおいて、次のような事項について早急に検討し、それを踏まえた必要な対策を講ずること。</p> <p>(1) 「原子力災害対策指針」の全体像を早急に示し、実効性のある防災体制を構築するとともに、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対して必要な支援・協力をを行うこと。</p> <p>(2) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。</p> <p>(3) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、特に以下の点について、国が前面に立って調整・支援を行うこと。</p> <p>① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整</p> <p>② 住民の避難に必要な移動手段、避難物資、避難所・救護所要員、避難用車両の運転要員の確保</p> <p>③ 要援護者の避難に必要な搬送手段、資機材、医療・介護従事者等の確保</p> <p>④ 要援護者の避難にあたっての自衛隊等による即時、迅速な対応ができる体制の構築</p> <p>⑤ 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の確立</p> <p>⑥ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充</p>	<p>原子力発電施設等緊急時安全対策交付金</p> <p>原子力災害対策施設整備費補助金</p>	<p>110</p>	<p>208</p>	<p>120</p> <p>[補] 200</p>
---	--	------------	------------	---------------------------

<p>(4) 安定ヨウ素剤の予防的服用について法的整理を進めるとともに、配備方法や服用手順など運用基準を整備すること。併せて、乳幼児が迅速に服用できる製剤を開発するなど、国として、迅速な服用体制の整備を進めること。</p> <p>(5) スクリーニングのあり方について、広域避難における運用基準を明示すること。</p> <p>(6) 緊急時モニタリングについて、「環境放射線モニタリング指針」の改定を早急に行い、モニタリングを実施する際の人材派遣、資機材整備・支援等の考え方を示した上で必要な措置を講ずること。</p> <p>(7) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。</p>				
<p><b>IV 地域医療連携の推進〔健康福祉部〕</b></p> <p>診療情報の共有は地域医療連携の前提条件であり、既に全国各地でICTを利用した診療情報共有の取組みが始まっている。この取組みを拡大・発展させ、国全体としての効率的な整備を図り、健康長寿社会の実現に向けた国の成長戦略を加速させるためにも、国において以下の事項について対応すること。</p> <p>(1) 法的な問題の解決</p> <p>診療情報の共有に関しては患者の同意が必要であるため、同意の内容や取得方法が異なる地域との連携は困難である。</p> <p>個人情報保護法との関係を明確にした上で、診療情報の共有に係る全国一律の同意取得方法を示すこと。</p> <p>(2) 制度上の課題の解決</p> <p>診療情報共有のための情報通信システム整備にあたり、国全体としての効率的な整備を行うために統一が必要な事項について、具体的な指針や規定等を早期に整備すること。</p>				

<p>(3) 財政上の課題の解決</p> <p>診療情報を共有するための情報通信システムの整備・運営に関する医療機関や地方自治体の役割に応じて、診療報酬や補助金などの必要な財源の手当を行うこと。</p>				
<p><b>V 東京オリンピックの成功に向けた全国的な取組みの推進</b> 〔政策企画局〕</p> <p>2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典としてはもとより、東日本大震災からの復興のシンボルとなり、日本全体の再発展の出発点となるよう、国として、大会の成功に向けて日本全体で取り組むために、全国の社会基盤整備や選手の育成強化、日本各地への外国人観光客の誘致に配慮すること。</p>	<p>※内閣官房に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」を設置</p>			

## 内閣府関係

重点要望の内容等	予算案等の状況 (億円)			
	事 項	H25 当初予算	H26 概算要求	H26 政府予算案等
<p><b>I 竹島の領土権の早期確立〔総務部〕</b></p> <p>衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。</p> <p>（1）政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。</p> <p>（2）領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への提訴など外交交渉の新たな展開を図ること。</p> <p>（3）国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。</p> <p>（4）竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。</p> <p>（5）国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。</p>	<p>政府の重要施策等に関する 広報（国際）</p> <p>・領土関係情報発信資料の作成及びその広報等</p>	2	2	2
<p><b>II 地方分権改革の推進〔政策企画局〕</b></p> <p>地方分権改革においては、地方の自由度・裁量性の向上につながるよう地方団体の意見を十分踏まえるとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。また、同時に、地方の経済的・財政的自律性を高めるため、人や経済の流れが都市から地方へ分散していくような政策を進めること。</p>				

<p><b>Ⅲ 道州制への対応〔政策企画局〕</b></p> <p>現在議論されている道州制は、改革の具体的な内容が不明確であり、その導入の目的、目的を達成するにあたっての課題などについて様々な懸念や意見が交わされている。</p> <p>国においては、これらの懸念や意見を踏まえ、国民的な議論を十分に行った上で、慎重な検討を行うこと。</p>				
<p><b>Ⅳ 原子力発電所の安全対策の強化等〔防災部〕</b></p> <p><b>1 原子力安全対策</b></p> <p>(1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。</p> <p>(2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から、島根原子力発電所1、2、3号機に関する設置変更許可等の申請があった場合には、その安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。</p> <p>また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。</p> <p>(3) 原発の稼働・再稼働については、まずは、国のエネルギー政策上の原発の位置付けを明らかにした上で、個別の発電所毎に、その安全性を十分に考慮して、国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。</p> <p>また、その具体的な手続きを早期に示すこと。</p> <p><b>2 原子力防災対策</b></p> <p>地域防災計画を充実するために、「原子力防災会議」の下に設置された、国と原発の立地・周辺自治体とで構成する作業チームにおいて、次のような事項について早急に検討し、それを踏まえた必要な対策を講ずること。</p>	<p>(再掲)</p> <p>原子力発電施設等緊急時安全対策交付金</p> <p>原子力災害対策施設整備費補助金</p>	<p>110</p>	<p>208</p>	<p>120</p> <p>[補] 200</p>

<p>(1) 「原子力災害対策指針」の全体像を早急に示し、実効性のある防災体制を構築するとともに、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対して必要な支援・協力を行うこと。</p> <p>(2) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。</p> <p>(3) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、特に以下の点について、国が前面に立って調整・支援を行うこと。</p> <p>① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整</p> <p>② 住民の避難に必要な移動手段、避難物資、避難所・救護所要員、避難用車両の運転要員の確保</p> <p>③ 要援護者の避難に必要な搬送手段、資機材、医療・介護従事者等の確保</p> <p>④ 要援護者の避難にあたっての自衛隊等による即時、迅速な対応ができる体制の構築</p> <p>⑤ 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の確立</p> <p>⑥ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の予防的服用について法的整理を進めるとともに、配備方法や服用手順など運用基準を整備すること。併せて、乳幼児が迅速に服用できる製剤を開発するなど、国として、迅速な服用体制の整備を進めること。</p> <p>(5) スクリーニングのあり方について、広域避難における運用基準を明示すること。</p>				
---	--	--	--	--

<p>(6) 緊急時モニタリングについて、「環境放射線モニタリング指針」の改定を早急に行い、モニタリングを実施する際の人材派遣、資機材整備・支援等の考え方を示した上で必要な措置を講ずること。</p> <p>(7) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。</p>				
<p><b>V 防災対策の強化〔防災部〕</b></p> <p>1 東日本大震災を踏まえ、防災対策の強化・見直しが進められているところであるが、国と地方の物資の備蓄体制における役割を明確化すること。</p> <p>特に、広域大規模災害については、国において備蓄体制を構築すること。</p> <p>2 災害時には、避難勧告などの情報を一刻も早く住民に伝える必要があり、平成25年夏に発生した島根県西部の豪雨災害でも、迅速で確実な情報伝達の重要性が再認識された。また、特別警報の運用が開始され、これまで以上に確実な情報伝達が求められている。このため、防災行政無線など、災害時の情報伝達手段の整備が早急に進むよう財政措置を拡充すること。</p>				
<p><b>VI 少子化対策の推進〔健康福祉部〕</b></p> <p>1 新たな子ども・子育て支援制度の円滑な施行を図るための財源確保と仕事と子育ての両立支援の更なる取組みの強化を図ること。</p> <p>また、未婚・晩婚化対策などの地域の実情に応じた多様な取組みをより一層推進するため、自由度の高い少子化対策費の地方配分など財政的な支援を行うこと。</p>				<p>〔補〕地域少子化対策強化交付金（仮称） 30.1</p>

<p>2 新たな子ども・子育て支援制度の詳細な設計にあたっては、以下の事項を含め、市町村や保育現場の意向を十分踏まえた内容とすること。また、制度の円滑な実施に向けた準備期間を十分確保するとともに、必要な情報を迅速に提供すること。</p> <p>(1) 財政力が弱い自治体においても、必要なサービスが持続的に提供できるよう、適切な財政措置を講ずること。</p> <p>(2) 保育を必要とする家庭が確実にサービスを受けられる仕組みとすること。</p> <p>(3) 施設型給付や地域型保育給付等の額の設定にあたっては、保育士等の職員配置の充実や処遇の改善を図ることができ、質の高い教育と保育を地域格差なく提供できるものとする。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の推進</p>	<p>2</p>	<p>7</p>	<p>保育緊急確保事業 1,043</p> <p>広報・啓発活動 1.7</p> <p>〔補〕全国総合システム (仮称)開発費 5.4</p>
--	------------------------	----------	----------	---

# 総務省関係

重点要望の内容等	予算案等の状況 (億円)			
	事 項	H25 当初予算	H26 概算要求	H26 政府予算案等
<b>I 地方行財政の充実強化〔政策企画局・総務部・地域振興部〕</b>  <b>1 地方財源の確保</b> (1) 平成26年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加を適切に積算すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや、地方の財政需要に応じた歳出特別枠及び別枠加算措置の維持により、必要な地方交付税の総額を確保すること。 (2) 地方公務員の給与については、地方自治体の人事委員会勧告を踏まえ、それぞれ自主的に決定されるものであり、一方的な地方交付税の削減は行わないこと。 (3) 臨時財政対策債の発行額の算定については、財政力の弱い団体へ更に配慮した方法に見直すこと。 (4) 消費税の引き上げに伴い拡充される地方消費税については、地方消費税に係る基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引き上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。 (5) 地方法人課税の見直しを検討するに際しては、社会資本整備や高齢化の状況による地域間の行政コストの相違に配慮すること。 (6) 地方間で格差が生じないように、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。	地方交付税  臨時財政対策債  地方一般財源	170,624  62,132  597,526	167,615  65,345  60.6兆円程度	168,855  55,952  603,577   ※H26 地方財政対策 消費税・地方消費税の引き上げによる地方の財源確保と社会保障の充実分等の所要額を計上 ・財源の確保 7,030 ・社会保障の充実分等の地方負担額 3,491  ※地方法人税の創設

<p>(7) 平成25年度の与党の税制大綱において、消費税10%の時点で廃止することが明記された自動車取得税については、地方に安定的な代替財源を確実に確保すること。</p> <p>(8) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ配慮した方法に見直すこと。</p> <p><b>2 地方分権改革の推進</b></p> <p>地方分権改革においては、地方の自由度・裁量性の向上につながるよう地方団体の意見を十分踏まえるとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。また、同時に、地方の経済的・財政的自律性を高めるため、人や経済の流れが都市から地方へ分散していくような政策を進めること。</p>				<p>※車体課税の見直し</p> <p>自動車取得税 税率引き下げ</p> <p>軽自動車税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27年度以降新車購入された四輪・三輪の税率引き上げ</li> <li>・経年車重課の導入(H28年度～)</li> <li>・原付・二輪の税率引き上げ(H27年度～)</li> </ul>
<p><b>II 離島・過疎地域への支援〔総務部・地域振興部・健康福祉部〕</b></p> <p><b>1 国境に位置する離島への支援</b></p> <p>国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、国境離島に係る新法の制定など、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。</p> <p><b>2 雇用の場の創出など過疎地域への支援</b></p> <p>過疎地域においては、高齢化の進行とともに一層の人口減少が続いており、この流れを食い止めるためには、地域での雇用の場を創出して若者の定住を進める必要がある。</p> <p>については、過疎地域での雇用の場を創出する取組みに対して、過疎債の対象事業の拡充など、財政支援の充実を図ること。</p> <p>また、ソフト事業に係る過疎債については、地域のニーズに応じて発行限度額のさらなる弾力的な運用を図ること。</p>				<p>※地方債計画額 (過疎対策事業)</p> <p>H25 3,050→H26 3,600</p>

<p><b>3 過疎地域の病院等への支援</b></p> <p>医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること。</p>				
<p><b>Ⅲ 地域医療連携の推進〔健康福祉部〕</b></p> <p>診療情報の共有は地域医療連携の前提条件であり、既に全国各地でICTを利用した診療情報共有の取組みが始まっている。この取組みを拡大・発展させ、国全体としての効率的な整備を図り、健康長寿社会の実現に向けた国の成長戦略を加速させるためにも、国において以下の事項について対応すること。</p> <p>(1) 法的な問題の解決</p> <p>診療情報の共有に関しては患者の同意が必要であるため、同意の内容や取得方法が異なる地域との連携は困難である。</p> <p>個人情報保護法との関係を明確にした上で、診療情報の共有に係る全国一律の同意取得方法を示すこと。</p> <p>(2) 制度上の課題の解決</p> <p>診療情報共有のための情報通信システム整備にあたり、国全体としての効率的な整備を行うために統一が必要な事項について、具体的な指針や規定等を早期に整備すること。</p> <p>(3) 財政上の課題の解決</p> <p>診療情報を共有するための情報通信システムの整備・運営に関する医療機関や地方自治体の役割に応じて、診療報酬や補助金などの必要な財源の手当を行うこと。</p>				

## 外務省関係

重点要望の内容等	予算案等の状況 (億円)			
	事 項	H25 当初予算	H26 概算要求	H26 政府予算案等
<p><b>I 竹島の領土権の早期確立〔総務部〕</b></p> <p>衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。</p> <p>（1）政府において、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。</p> <p>（2）領土権の早期確立に向け、国際司法裁判所への提訴など外交交渉の新たな展開を図ること。</p> <p>（3）国民世論の啓発のために、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。</p> <p>（4）竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。</p> <p>（5）国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。</p>	領土保全対策	8	10	10
<p><b>II 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等〔防災部〕</b></p> <p><b>1 関係機関への中止の要請等</b></p> <p>住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、さらに強力な対応を行うこと。</p> <p><b>2 国による実態把握と実態の伝達</b></p> <p>（1）飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにすること。</p>				

<p>また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講ずること。</p> <p>(2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。</p> <p><b>3 飛行訓練に係る情報開示</b></p> <p>住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供すること。</p> <p><b>4 住民負担の軽減等</b></p> <p>(1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。</p> <p>(2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講ずること。</p> <p>(3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、政府において、十分調整して対応すること。</p> <p><b>5 国と地方の協議</b></p> <p>米軍機の飛行訓練による諸問題について、国と地方で協議する場を設置すること。</p>				
--	--	--	--	--



<p><b>2 地方分権改革の推進</b></p> <p>地方分権改革においては、地方の自由度・裁量性の向上につながるよう地方団体の意見を十分踏まえるとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。また、同時に、地方の経済的・財政的自律性を高めるため、人や経済の流れが都市から地方へ分散していくような政策を進めること。</p>				
<p><b>II 消費税の引き上げに伴う影響への対応</b> 〔政策企画局・総務部・健康福祉部・病院局〕</p> <p><b>1 消費税の引き上げに伴う国民生活・地域経済に与える影響への対応</b></p> <p>消費税率の引き上げにより、今後、景気の腰折れを懸念する声があること、家計にとって負担の増加となり、特に低所得者には影響が大きいことなどから、こうした増税による影響を緩和するため、次の事項などの取組みをしっかりと実行すること。</p> <p>(1) 低所得者への対策  (2) 中小企業への対策  (3) 消費税の転嫁が適切に行われるための対策  (4) 地方経済への配慮  (5) 安定した社会保障制度の確立</p>				<p>〔補〕「好循環実現のための経済対策」</p> <p>(1) 低所得者等への影響緩和 4, 893</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡素な給付措置</li> <li>・子育て世帯に対する臨時特例給付措置</li> </ul> <p>(2) 中小企業等への対策 1, 607</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等の資金繰り・事業再生支援事業等</li> </ul> <p>(3) 消費税の転嫁対策 34. 6</p> <p>(4) 地方経済への配慮 8, 037</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、中小企業支援</li> <li>・国土強靱化・防災対策 10, 946</li> </ul>

<p><b>2 消費税の引き上げに伴う課題への対応</b></p> <p>(1) 消費税の引き上げに伴い拡充される地方消費税については、地方消費税に係る基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。また、各団体において、引き上げ分の地方消費税収と社会保障施策に要する経費の対応関係が明確になるよう、地方消費税の清算基準の見直しを検討すること。</p> <p>(2) 平成25年度の与党の税制大綱において、消費税10%の時点で廃止することが明記された自動車取得税については、地方に安定的な代替財源を確実に確保すること。</p> <p>(3) 消費税引き上げに伴い医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療確保の観点から、医療機関の控除対象外消費税の取扱いについて抜本的に見直すこと。</p>			<p>※H26 地方財政対策 消費税・地方消費税の引き上げによる地方の財源確保と社会保障の充実分等の所要額を計上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源の確保 7,030</li> <li>・社会保障の充実分等の地方負担額 3,491</li> </ul> <p>※車体課税の見直し 自動車取得税 税率引き下げ 軽自動車税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27年度以降新車購入された四輪・三輪の税率引き上げ</li> <li>・経年車重課の導入(H28年度～)</li> <li>・原付・二輪の税率引き上げ(H27年度～)</li> </ul> <p>※診療報酬改定により対応 +0.1% (消費税負担増加分+1.36%を除く実質的な改定率は△1.26%)</p>
--	--	--	--

## 文部科学省関係

重点要望の内容等	予算案等の状況 (億円)			
	事 項	H25 当初予算	H26 概算要求	H26 政府予算案等
<p><b>I 学校教育における竹島の指導〔教育委員会〕</b></p> <p>全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であることから、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、竹島問題を積極的に取り扱われるよう取組みを強めること。また、次期学習指導要領に竹島を取り上げること。</p>				
<p><b>II 医師養成の充実等〔健康福祉部〕</b></p> <p>厚生労働省と連携し、次のとおり医師養成体制の充実や、大学によるへき地医療支援を促進すること。</p> <p>(1) 産科・外科など不足する特定の診療科の医師を確保するため、不足診療科を選択する学士入学枠を国公立大学や私立大学の医学部に設けること。</p> <p>(2) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。</p> <p>(3) 若手医師が医学部・大学病院において、教育・研究活動に従事でき、地域医療を担うことのできる環境を整備するために、医師等の処遇や勤務環境の改善、機能強化が図れるよう十分な財政支援を行うこと。</p>	未来医療研究人材養成拠点形成事業	23	25	20
<p><b>III 世界文化遺産の保全管理の充実〔教育委員会〕</b></p> <p>世界文化遺産に登録された全国13件の資産の保全と、我が国の文化財保護全体の充実を図るために、新たな法律の制定や文化財保護法の改正などその方策を検討すること。</p>				

<p><b>IV 国立三瓶青少年交流の家の国営存続〔教育委員会〕</b></p> <p>中国地方における青少年の交流や体験活動の拠点施設である国立三瓶青少年交流の家について、廃止や自治体・民間への移管をせず、国営で存続させること。</p>				
---	--	--	--	--

## 厚生労働省関係

重点要望の内容等	予算案等の状況 (億円)			
	事 項	H25 当初予算	H26 概算要求	H26 政府予算案等
<p><b>I 社会保障制度改革における地方の意見の反映〔健康福祉部〕</b></p> <p>社会保障制度改革については、国民生活をはじめ、地方団体の組織・財政に大きな影響を及ぼすことから、今後の具体的な制度設計にあたっては、国民に対して丁寧な説明を行い、理解を得るとともに、地方と手順を踏んだ十分な議論を行い、制度構築を図ること。</p> <p><b>1 少子化対策について</b></p> <p>新たな子ども・子育て支援制度の円滑な施行を図るための財源確保と仕事と子育ての両立支援の更なる取組みの強化を図ること。</p> <p>また、未婚・晩婚化対策などの地域の実情に応じた多様な取組みをより一層推進するため、自由度の高い少子化対策費の地方配分など財政的な支援を行うこと。</p> <p><b>2 医療提供体制等について</b></p> <p>地域医療ビジョンの策定にあたっては、離島・中山間地域を抱える島根県の地域事情を踏まえた、実効性ある計画が策定できるよう、以下の措置を講ずること。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた二次医療圏ごとの医療機能別の必要病床数が算定できるよう、算定式に圏域を越えた医療連携の状況等を加味することができるよう配慮すること。</p> <p>(2) 二次医療圏ごとの医療機能別の必要病床数が調整できるよう、病院に対する病床調整の勧告等が可能となるような法的整備を行うこと。</p> <p>(3) 地域医療ビジョンに基づき、病床転換を行う医療機関への支援や在宅医療・地域包括ケアの推進に取り組む医療機関等への支援が可能となるよう基金等の財政支援を行うこと。</p>	<p>医療提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）の創設</p>	0	—	<p>地方負担分も含めた基金総額 904 (うち国費 602)</p>

<p><b>3 国民健康保険制度について</b></p> <p>国民健康保険の都道府県移行については、財政的な構造問題の解決と制度の骨格となる次の事項について十分に検討すること。</p> <p>(1) 低所得者が被保険者の大半を占め、医療費のかかる高齢者の割合が高い国民健康保険について、都道府県移行の最低条件として財政的な構造問題を解決すること。</p> <p>(2) 今後増嵩する医療費に対応するため、将来にわたり安定的な運営と持続可能性を担保する措置を講ずること。</p> <p>(3) 運営主体のあり方については、県と市町村が権限と責任を分担し、地方にとって納得できる制度となるよう、地域の意見を十分に聞き、慎重かつ掘り下げた議論を行うこと。</p> <p><b>4 介護保険制度について</b></p> <p>中山間地域や離島を抱える島根県は、都市部と異なり、サービス提供体制や人材確保に課題があるため、改革にあたっては、次の事項について地域の実情を踏まえ制度設計をすること。</p> <p>また、将来にわたり安定的な制度となるよう、介護保険財政における保険料と国・地方の負担のあり方を含め、必要な制度の改善を図ること。</p> <p>(1) 国は、医療・介護等のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの必要性、重要性等を国民に十分に説明するとともに、地域の実情にあったシステムの実現に向け、将来にわたる自治体への財政支援を行うこと。</p> <p>(2) 予防給付から移行する新たな地域支援事業の詳細な制度設計にあたっては、市町村間にサービスの格差が生じないよう、市町村の財政事情等を十分に踏まえて行うこと。</p> <p>(3) 特別養護老人ホームの入所を、要介護3以上の者とする見直しにあたっては、地域の実情や入所者の実態に応じた柔軟な制度となるよう、検討すること。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築 (認知症に係る地域支援事業の充実等)</p>	<p>0</p>	<p>—</p>	<p>22</p>
---	---	----------	----------	-----------

<p><b>II 地域医療提供体制の確保〔健康福祉部〕</b></p> <p>1 地域医療提供体制を維持・確保していくためには、人材育成や勤務環境の整備をはじめ、二次医療圏を超えた医療機関相互の連携の促進、医療・介護の幅広い連携の強化など、これまで取り組んできた事業を継続的に実施する必要がある。このため、地域医療再生基金の継続はもとより、地域医療提供体制を維持・確保するために必要な財政措置を講ずること。</p> <p>2 診療情報の共有は地域医療連携の前提条件であり、既に全国各地でICTを利用した診療情報共有の取組みが始まっている。この取組みを拡大・発展させ、国全体としての効率的な整備を図り、健康長寿社会の実現に向けた国の成長戦略を加速させるためにも、国において以下の事項について対応すること。</p> <p>(1) 法的な問題の解決  診療情報の共有に関しては患者の同意が必要であるため、同意の内容や取得方法が異なる地域との連携は困難である。  個人情報保護法との関係を明確にした上で、診療情報の共有に係る全国一律の同意取得方法を示すこと。</p> <p>(2) 制度上の課題の解決  診療情報共有のための情報通信システム整備にあたり、国全体としての効率的な整備を行うために統一が必要な事項について、具体的な指針や規定等を早期に整備すること。</p> <p>(3) 財政上の課題の解決  診療情報を共有するための情報通信システムの整備・運営に関する医療機関や地方自治体の役割に応じて、診療報酬や補助金などの必要な財源の手当を行うこと。</p>	<p>(再掲)  医療提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）の創設</p>			<p>地方負担分も含めた基金総額 904  (うち国費 602)</p>
--	---	--	--	--

<p>3 ドクターヘリの運航費用や救命救急センター運営費等の地域医療提供体制を確保するために恒常的に必要な費用について、都道府県の超過負担が生じないよう、補助基準額に応じた十分な予算を確保すること。</p>	<p>地域医療提供体制推進事業費 (ドクターヘリ事業分を除く)</p> <p>ドクターヘリ導入促進事業</p>	<p>182</p> <p>45</p>	<p>171</p> <p>119</p>	<p>102</p> <p>※小児救急電話相談事業などを新たな基金で対応</p> <p>49</p>
<p><b>Ⅲ 医師・看護職員確保対策の推進〔健康福祉部〕</b></p>				
<p>1 医師不足が深刻な地方の病院や、産科・外科など不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、次のとおり必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 地域の医療機関や、医師が不足する地域・診療科に勤務する医師に対し、診療手当の拡充を行うなど、その処遇を手厚くすること。</p> <p>(2) 特に、喫緊の課題である「安心してお産のできる体制」を維持するため、産科医、麻酔科医、小児科医、助産師の処遇改善を図ること。</p> <p>(3) 地域医療支援センターの運営経費について、必要な事業が実施できるよう、十分な予算を確保すること。</p> <p>(4) 若手医師が地域の医療機関や医師が不足する診療科において、充実した研修が受けられるよう病院の研修環境や指導体制の充実を図ること。</p> <p>(5) 後期臨床研修を制度化し、地域ごと、診療科ごとの定員を設け、医師の偏在是正を図ること。</p> <p>(6) 女性医師の出産・育児による離職防止、復職の促進に向け、仕事と育児等が両立できるよう、必要な財源措置も含め、就労環境の整備・充実を図ること。</p> <p>(7) 産科・外科などにおける医療事故・医療紛争を裁判外で早期に解決できる制度を構築すること。また、早期の被害者救済のため、無過失補償制度を拡充すること。</p>	<p>良質な医療へのアクセス確保 (うち専門医関係のみ)</p> <p>地域医療確保対策</p> <p>救急医療、周産期医療などの体制整備</p>	<p>0</p> <p>89</p> <p>41</p>	<p>10</p> <p>101</p> <p>41</p>	<p>0</p> <p>※地域医療確保対策に含む</p> <p>39</p> <p>※地域医療支援センター運営事業などを新たな基金で対応</p> <p>50</p>

<p>2 文部科学省と連携し、次のとおり医師養成体制の充実や、大学によるへき地医療支援を促進すること。</p> <p>(1)産科・外科など不足する特定の診療科の医師を確保するため、不足診療科を選択する学士入学卒を国公立大学や私立大学の医学部に設けること。</p> <p>(2)地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。</p> <p>(3)若手医師が医学部・大学病院において、教育・研究活動に従事でき、地域医療を担うことのできる環境を整備するために、医師等の処遇や勤務環境の改善、機能強化が図れるよう十分な財政支援を行うこと。</p> <p>3 看護職員の養成・離職防止・再就業促進等の取組みに対する財政支援の充実、地域の医療・福祉を支える看護職員の給与等の処遇や勤務環境の改善など、看護職員の安定確保につながる対策を講ずること。また、潜在看護職員の復職支援を効果的に行うために、看護職員の届出制度の対象者を就業者から免許保持者に拡大するなど潜在看護職員の状況を把握するための仕組みを構築すること。</p> <p>4 医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること。</p> <p>5 勤務医や看護職員の過剰勤務解消のため、医療の現状、医療機関の適切な利用方法などについて、国民への広報・啓発を強化すること。</p> <p>6 地域医療を確保・維持するためには、人材育成や勤務環境の整備などの取組みを継続して実施する必要がある、地域医療再生基金などの継続的な財政措置を講ずること。</p>	<p>地域医療確保対策（うち看護職員の確保対策の推進のみ）</p> <p>（再掲）</p> <p>医療提供体制改革のための新たな財政支援制度（基金）の創設</p>	<p>49</p>	<p>52</p>	<p>6.9</p> <p>※新人看護職員研修事業などを新たな基金で対応</p> <p>地方負担分も含めた基金総額 904 （うち国費 602）</p>
--	---	-----------	-----------	--

<p><b>IV がん対策の推進〔健康福祉部〕</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師・看護師等の医療従事者の養成が確実に行われるよう、十分な予算を確保するなど必要な対策を講ずること。</li> <li>2 がん診療連携拠点病院の指定要件の見直しにあたって、人的配置要件や診療実績要件等の強化が検討されているが、地域の実態に即した弾力的な運用などの対策を講ずること。また、がんの診断・治療に係る高度医療機器の整備を促進すること。</li> <li>3 がん検診を希望する被保険者が受診しやすい体制整備を保険者に義務づけるなど、企業等におけるがん検診受診を促進すること。また、がん検診の内容や実績について自治体への報告を制度化するなど、自治体が受診率向上に向けて現状把握できる対策を講ずること。</li> <li>4 患者会等が行っている患者支援活動に対する支援策を講ずること。</li> <li>5 がん治療に係る未承認薬の早期承認と承認薬の保険適用の拡大を一層迅速に進めること。</li> <li>6 がん対策推進基本計画の実施にあたっては、これまでの施策に加え、重点課題に追加された「働く世代へのがん対策の充実」など新たな取組みに対しての予算も確保すること。</li> <li>7 地域がん登録について、国の事業として法的に位置づけ、全国的に実施するとともに、長期にわたり安定した事業実施に向けて必要な財源措置を講ずること。</li> </ol>	<p>がん対策の総合的かつ計画的な推進</p>	<p>235</p>	<p>255</p>	<p>230</p> <p>〔補〕働く世代の女性支援のためのがん検診の推進 44</p>
---	-------------------------	------------	------------	--

<p><b>V 少子化対策の推進〔健康福祉部〕</b></p> <p>1 出産・子育てを行う世帯の経済的負担の軽減策を次のとおり講ずること。</p> <p>(1) 乳幼児医療のような基本的なサービスについては、国において本人負担の軽減措置を拡充すること。</p> <p>(2) 特定不妊治療等の医療保険適用を図ること。</p> <p>(3) 多子世帯等における保育料の更なる軽減を図ること。</p> <p>2 待機児童を解消し良好な保育環境を提供するため、保育所の整備が安定的に行えるような制度を創設すること。</p> <p>3 保育所における職員配置の充実、防災機能の強化を図るとともに、中山間地域や離島などの小規模な保育所等でも、安定的な事業運営や多様なサービス提供が行えるよう支援措置を拡充すること。</p> <p>4 新たな子ども・子育て支援制度の詳細な設計にあたっては、以下の事項を含め、市町村や保育現場の意向を十分踏まえた内容とすること。また、制度の円滑な実施に向けた準備期間を十分確保するとともに、必要な情報を迅速に提供すること。</p> <p>(1) 財政力が弱い自治体においても、必要なサービスが持続的に提供できるよう、適切な財政措置を講ずること。</p> <p>(2) 保育を必要とする家庭が確実にサービスを受けられる仕組みとすること。</p> <p>(3) 施設型給付や地域型保育給付等の額の設定にあたっては、保育士等の職員配置の充実や処遇の改善を図ることができ、質の高い教育と保育を地域格差なく提供できるものとする。</p>	<p>不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>保育所整備等の安心こども基金</p>	<p>89</p> <p>0</p>	<p>130</p> <p>—</p>	<p>〔補〕安心こども基金の延長・積み増し 169 (不妊特定治療支援を基金事業に追加して対応)</p> <p>安心こども基金の積み増し 1,301</p> <p>〔補〕安心子ども基金の延長・積み増し (再掲) 169 (「待機児童解消加速化プラン」の推進のため)</p>
--	---	--------------------	---------------------	--

VI 福祉サービス提供体制の充実〔健康福祉部〕				
<p>1 今後の福祉・介護サービスの需要増に的確に対応するため、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用した「福祉・介護人材確保緊急支援事業」の期間延長を含め、福祉・介護人材の確保に向けた国の財政支援措置を継続、強化すること。</p>	<p>緊急雇用創出事業臨時特例交付金（福祉・介護人材、住まい対策等）</p>	<p>0</p>	<p>30</p>	<p>〔補〕基金事業を H26 年度末まで延長・積み増し 520 (うち福祉・介護人材分 30)</p>
<p>2 社会福祉施設の耐震化を促進するため、「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」については、平成 26 年度以降も継続するとともに、対象施設や対象経費の拡大など制度を弾力化すること。</p>	<p>(再掲)</p>	<p>0</p>	<p>30</p>	<p>〔補〕基金事業を H26 年度末まで延長。補助対象一部拡大（スプリンクラー消火ポンプ設置）</p>
<p>3 平成 25 年度末まで再延長された、離職者に対する住宅や生活に関する支援策である「第二のセーフティーネット支援施策」を更に延長すること。</p>	<p>緊急雇用創出事業臨時特例交付金 (福祉・介護人材、住まい対策等)</p>	<p>0</p>	<p>30</p>	<p>〔補〕基金事業を H26 年度末まで延長・積み増し 520 (うち住まい対策等分 490)</p>
<p>4 平成 25 年度からはじまった「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の実施状況を踏まえ、新たな生活困窮者支援制度を早期に実現すること。</p>	<p>生活困窮者自立促進モデル事業の拡充</p>	<p>30</p>	<p>115</p>	<p>上記「住まい対策基金」に一本化</p> <p>※「生活困窮者自立支援法」が平成 25 年 12 月 13 日公布。</p>

## Ⅶ 原子力発電所の防災対策の強化〔防災部〕

地域防災計画を充実するために、「原子力防災会議」の下に設置された、国と原発の立地・周辺自治体とで構成する作業チームにおいて、次のような事項について早急に検討し、それを踏まえた必要な対策を講ずること。

- 1 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、特に以下の点について、国が前面に立って調整・支援を行うこと。
  - (1) 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受け入れ自治体、関係機関との調整
  - (2) 住民の避難に必要な移動手段、避難物資、避難所・救護所要員、避難用車両の運転要員の確保
  - (3) 要援護者の避難に必要な搬送手段、資機材、医療・介護従事者等の確保
  - (4) 要援護者の避難にあたっての自衛隊等による即時、迅速な対応ができる体制の構築
  - (5) 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の確立
- 2 安定ヨウ素剤の予防的服用について法的整理を進めるとともに、配備方法や服用手順など運用基準を整備すること。併せて、乳幼児が迅速に服用できる製剤を開発するなど、国として、迅速な服用体制の整備を進めること。
- 3 スクリーニングのあり方について、広域避難における運用基準を明示すること。

<p><b>Ⅷ 消費税の引き上げに伴う課題への対応〔健康福祉部・病院局〕</b></p> <p>消費税引き上げに伴い医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療確保の観点から、医療機関の控除対象外消費税の取扱いについて抜本的に見直すこと。</p>				<p>※診療報酬改定により対応 +0.1% (消費税負担増加分+1.36%を除く実質的な改定率は△1.26%)</p>
<p><b>Ⅸ 若者の雇用対策の推進〔商工労働部〕</b></p> <p>産業振興を図る上で、人材の確保、とりわけ企業の将来を担う若年層の確保・育成が重要であることから、企業が実施する長期インターンシップへの助成など、若者の雇用のミスマッチ防止や早期離職の解消に向けて、若者の雇用対策の充実を図ること。</p>	<p>若者の活躍推進</p> <p>若者等の中長期的なキャリア形成の支援（若者等の学び直しの支援）</p>	<p>243</p> <p>0</p>	<p>373</p> <p>10</p>	<p>321 〔補〕 35</p> <p>120</p>

## 農林水産省関係

重点要望の内容等	予算案等の状況 (億円)			
	事 項	H25 当初予算	H26 概算要求	H26 政府予算案等
<b>I 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応</b> 〔政策企画局・農林水産部〕  1 交渉において、影響が甚大な農産品などについては、関税撤廃の例外措置を確保することに、全力を尽くすこと。 2 交渉の進展について、国民に対し、適時に、十分な情報提供を行い、丁寧な説明を行いながら粘り強く交渉を行うこと。 3 交渉において、仮に農産品等について実効ある例外扱いが達成できないなど、国益を損なうということになるのであれば、TPP不参加を含め、国民の意向をよく汲んで、慎重な対応をすること。				
<b>II 地方の実情を踏まえた「攻めの農林水産業施策」の展開</b> 〔農林水産部〕  1 農業者が将来に向けてビジョンを描くことのできる新制度の構築（中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金、経営所得安定対策等の見直し） 農業の多面的機能を評価した「日本型直接支払い」及び新たな経営所得安定制度を中心とする「担い手総合支援」の制度設計にあたり、これまでの支援水準の拡充・強化や事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に即し、農業者が将来ビジョンを描け、農村地域が健全に維持・保全される安定的な制度とすること。  2 「農地中間管理機構」に係る制度設計と財政支援 「農地中間管理機構」に係る制度設計にあたっては、中間保有	農地・水保全管理支払交付金  多面的機能支払交付金  中山間地域等直接支払交付金  環境保全型農業直接支援対策  経営所得安定対策  水田フル活用実践緊急対策  農地中間管理機構による集積・集約化活動	282  0  285  26  7,061  0  0	282  0  285  26  7,061  0  1,039	0  483  285  26  6,621  [補] 282  305  [補] 400

<p>農地の滞留を防ぎ円滑に担い手へ農地を貸付けるため、「人・農地プラン」を前提とした対象農地の設定等、地域の実情に即した制度設計とすること。</p> <p>また、関連制度（「担い手対策」、「日本型直接支払い制度」、「土地改良事業」等）との密接な連動と、地域の財政や事務の負担に配慮した仕組みとすること。</p>				
<p><b>3 農業担い手確保対策の充実</b></p> <p>(1) 青年の就農直後の経営安定を図るため、青年就農給付金の予算確保と制度拡充（親元就農の場合の所有権移転要件の緩和など）を図ること。また、新規就農者向けの施設機械整備に係る制度を創設すること。</p> <p>(2) 雇用による農業の就農促進に向け、農の雇用事業において、平成24年度に設けられた雇用就農者の年齢要件を撤廃すること。</p> <p>(3) 農地集積・集約化による農業の生産性を高める新たな施策に対応するため、「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体等の育成が図られるよう経営体育成支援事業の十分な予算を確保すること。</p> <p>(4) 集落維持が困難な地域での担い手確保を図るため、地区外の農地維持に取り組む経営体（サポート経営体）に対して、作業受託などを対象とする支援制度を構築すること。</p>	<p>青年就農給付金</p> <p>農の雇用事業</p> <p>経営体育成支援事業</p>	<p>175</p> <p>58</p> <p>47</p>	<p>200</p> <p>75</p> <p>50</p>	<p>147 〔補〕 77</p> <p>66 〔補〕 22</p> <p>45 〔補〕 7</p>
<p><b>4 森林・林業・木材産業への支援</b></p> <p>(1) 産業振興と環境保全を両立させる循環型林業の確立を地域活性化の重要課題と位置づけ、木材価格が低迷する中で森林所有者の経営意欲を喚起できるよう支援措置を充実すること。</p>				

<p>① 林業を成長産業として位置づけ、原木増産、県産材の安定供給、需要拡大、特用林産対策等を総合的に進めていくため、森林整備加速化・林業再生基金を延長・拡充すること。</p> <p>② 間伐に加え、利用期を迎えた森林資源の主伐による原木増産と伐採跡地の再植林などを一体的に行う制度・対策の充実・強化を図ること。</p> <p>③ 木材産業の競争力を強化するため、高付加価値製品加工の技術開発、高品質・低コスト加工や木質バイオマスの生産・利用施設の導入と集積に対する支援の充実・強化を図ること。</p> <p>④ 森林整備と木材利用の推進を図るため、環境税の創設や地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど国として財源を確保し、森林面積等に応じた交付金の創設等、その財源を地方公共団体に配分する仕組みを構築すること。</p> <p>(2) 林業公社の経営安定化に対する支援措置を充実すること。</p> <p>① 日本政策金融公庫資金の既往債務に対する元利金返済負担軽減措置を実施し、併せて森林整備活性化資金の融資対象事業の拡大を行うこと。</p> <p>② 長伐期化に伴う分収契約の変更等を円滑に実施するため、法・税制度等を整備すること。</p> <p>③ 林業公社への支援に対する財政支援制度を拡充すること。</p>	<p>森林整備加速化・林業再生事業</p>			<p>[補] 539</p>
<p><b>5 漁業経営対策の充実</b></p> <p>漁業経営を圧迫し続けている燃油価格の高騰に関しては、平成25年7月から漁業用燃油緊急特別対策が講じられているが、漁業経営が依然として厳しい状況下にある。</p>	<p>漁業経営セーフティネット構築事業</p>	<p>35</p>	<p>85</p>	<p>45 [補] 95</p>

<p>については、漁業の維持・活性化のための施策として「もうかる漁業創設支援事業」について以下の見直しを行うなど、漁業経営の安定化のため総合的対策を講ずること。</p> <p>① 同一地域、同一漁業種類で複数隻によるプロジェクト実施を可能とする採択基準の緩和</p> <p>② 小規模沿岸漁業も含め幅広い漁業種類におけるプロジェクト実施を可能とする事業の拡充</p> <p><b>6 農林水産物等の輸出の円滑化</b></p> <p>放射能汚染の懸念を解消し、円滑な輸出が行えるよう、引き続き諸外国に対して、輸出品の安全性に関する正確な情報を提供すること。</p> <p>さらに、規制の完全解除に向けた政府間交渉を行うこと。</p> <p><b>7 地域の活性化に向けた施策の推進</b></p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金について、平成26年度以降についても交付金を継続し、十分な予算を確保すること。</p> <p>(2) 平成25年度で終了する耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、平成26年度以降も継続し、十分な予算を確保すること。</p>	<p>漁業コスト構造改革緊急対策事業</p> <p>輸出拡大推進委託事業</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金</p> <p>耕作放棄地再生利用緊急対策交付金</p>	<p>1</p> <p>95</p> <p>19</p>	<p>1</p> <p>100</p> <p>21</p>	<p>[補] 229 (上記[補] 95を含む)</p> <p>1 [補] 1</p> <p>95 [補] 30</p> <p>19 [補] 2</p>
<p><b>Ⅲ 農林水産業の振興や集落の維持等に必要な基盤の整備</b> 〔農林水産部〕</p> <p>1 農林水産業の生産を支え、農山漁村の安全な暮らしを守る基盤整備事業について、地方の実情に配慮しつつ、必要な予算を長期にわたり当初予算で確保すること。</p>	<p>農林水産公共</p>	<p>6,506</p>	<p>7,707</p>	<p>6,578 [補] 1,728</p>

<p>2 国土の強靱性を確保することにより、災害に強い安全で安心な農山漁村の暮らしを実現し、農林水産業の生産基盤を維持・強化するため、老朽化した農林水産関係基盤施設の長寿命化対策に係る制度・予算の拡充強化を行うこと。</p> <p>3 担い手への農地集積促進に向けて、農業競争力強化基盤整備事業等で実施されている農家負担の軽減を図るための助成制度（集積促進事業）を中山間地域総合整備事業等にも導入すること。</p>				
<p><b>IV 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等</b> 〔農林水産部〕</p> <p>1 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。</p> <p>2 それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。</p> <p>3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。</p> <p>4 我が国と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、排他的経済水域内における許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと。</p> <p>5 暫定水域及びその周辺での漁業者の操業が、国境の監視活動に資している点を評価し、「漁場機能維持管理事業」の新たなメニューとして支援の充実を図ること。</p> <p>また、同事業を基金化することにより安定的な支援事業が実施できるようにすること。</p>	<p>漁場機能維持管理事業</p> <p>韓国・中国等外国漁船操業対策事業</p>	<p>30</p>	<p>30 〔基金化〕</p>	<p>0</p> <p>〔補〕 50 〔基金化〕</p>

## 経済産業省関係

重点要望の内容等	予算案等の状況 (億円)			
	事 項	H25 当初予算	H26 概算要求	H26 政府予算案等
<p><b>I 原子力発電所の安全対策の強化等〔防災部〕</b></p> <p>1 原発の稼働・再稼働については、まずは、国のエネルギー政策上の原発の位置付けを明らかにした上で、個別の発電所毎に、その安全性を十分に考慮して、国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。 また、その具体的な手続きを早期に示すこと。</p> <p>2 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、避難道路の早急な整備及び支援の拡充を行うこと。</p> <p>3 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講ずること。</p>				
<p><b>II 地域の経済情勢への対応〔商工労働部〕</b></p> <p>1 円相場の変動や消費税率引き上げに伴う経済情勢の変化に対応したきめ細かな経済対策や企業支援策を講ずること。 また、消費税率引き上げにあつては、適正に価格転嫁がなされるよう引き続き対策を講ずること。</p> <p>2 放射能汚染の懸念を解消し、円滑な輸出が行えるよう、輸出品の安全性に関する正確な情報を提供すること。 さらに、規制の完全解除に向けた政府間交渉を行うこと。</p> <p>3 中小企業金融円滑化法の終了により、厳しい経営状況にある地域の中小企業の資金繰りが悪化することが懸念されるため、セーフティーネット保証5号の対象業種や対象要件を拡充するなど金融セーフティーネットの機能維持に万全を期すこと。</p>	<p>中小企業対策</p> <p>(消費税転嫁対策、中小企業資金繰り支援を含む)</p>	1,071	1,351	1,111 [補]3,403

# 国土交通省関係

重点要望の内容等	予算案等の状況 (億円)			
	事 項	H25 当初予算	H26 概算要求	H26 政府予算案等
<p><b>I 地方の社会資本の整備促進〔土木部〕</b></p> <p>本年7月末からの豪雨災害により、県西部を中心に甚大な被害が発生し、県民生活や経済活動に多大な影響が生じた。</p> <p>県民の安全・安心の確保や地域の活性化を図るためにも、遅れている地方の社会資本整備を進めることができるよう、必要な予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に以下の事項について整備の促進を図ること。</p> <p><b>1 地方が実施する事業の促進</b></p> <p>地域の生活に欠かせない道路の整備や、住民の安全・安心を確保するための河川改修、土砂災害対策、通学路の安全対策等が着実に進むよう、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金など、必要な予算を十分確保し、整備の遅れた地方に重点配分すること。</p> <p>また、地方が実施する公共土木施設の老朽化対策や地籍調査について必要な支援を行うこと。</p> <p><b>2 高速道路をはじめとする地方の道路整備の促進</b></p> <p>(1) 高速道路や地域の生活に欠かせない道路など地方に必要な道路整備が今後も着実に進められるよう、予算を十分確保し、高速道路の供用率や一般道路の改良率が低く、整備が遅れている地域に重点的に配分すること。</p> <p>(2) 住民の安全・安心の確保、都市部との格差解消、大規模災害時の代替性の確保のため、全国のミッシングリンクの整備事業費を確保し、2020年までに山陰道全線の完成を図ること。</p>	土木公共	44,568	51,986	45,580 〔補〕7,481
	社会資本整備総合交付金	9,031	10,558	9,124 〔補〕1,310
	防災・安全交付金	10,460	12,227	10,841 〔補〕1,847
	地籍調査費負担金	104	107	106 〔補〕26
	道路整備費	13,420	15,371	13,562 〔補〕1,787
	うち直轄事業費 (改築その他)	8,437	10,211	8,811

<p>① 事業中区間の早期完成を図るために必要な予算を配分すること。</p> <p>② 「福光～浅利間」「益田～萩間」の早期事業化を図ること。特に、「福光～浅利間」については、新規事業化に向けた手続きを早急に進めること。</p>				
<p><b>3 斐伊川・神戸川治水事業をはじめとする治水対策の促進</b></p> <p>(1) 斐伊川・神戸川治水事業について、狭窄部の拡幅や堤防の整備など大橋川改修を促進するとともに、中海湖岸堤防の整備も着実に進めること。また、本事業に関連する県管理河川の整備が着実に進められるよう、予算を重点的に配分すること。</p> <p>(2) ダム事業については、流域住民の安全・安心を早期に確保するため必要な予算を配分すること。</p> <p>① 波積ダムについては、早期完成に向けて必要な予算を配分すること。</p> <p>② 矢原川ダムについては、建設事業採択とすること。</p>	治水事業費	5,798	6,763	5,973 [補] 981
<p><b>4 国際物流拠点浜田港における物流機能の強化</b></p> <p>日本海側拠点港である浜田港において、国際物流拠点としての機能を強化するため、次の事項について整備の促進を図ること。</p> <p>(1) 高速道路ネットワークと直結する「臨港道路福井4号線」の整備を促進すること。</p> <p>(2) 荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、新北防波堤の整備を促進すること。</p>	港湾整備費	1,696	1,976	1,734 [補] 246

<p><b>II 地方交通への支援〔地域振興部〕</b></p> <p><b>1 地方航空路線の維持</b>          高速交通ネットワークの整備が遅れている地方にとって、地方航空路線は地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っているが、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方のみの努力では、もはや路線維持が困難になっている。</p> <p>(1) 地方航空路線を維持するため、地方航空路線に関する変更の届出等においては、事前に国・航空会社・地元自治体で十分な時間を持った協議の場を設定する仕組みの創設など、国も一定の責任を担う新たな仕組みを創設すること。</p> <p>(2) 地元自治体が取り組む路線維持対策について、新たな財政支援制度を創設すること。</p> <p><b>2 羽田空港における地方航空路線の発着枠の確保</b>          地方航空路線の充実を図り、産業振興や定住促進など地方の活性化を進めるため、発着枠の見直し配分等においては、地方航空路線への配慮が必要である。</p> <p>(1) 国内航空路線・国際線の発着枠見直し配分に際しては、地方航空路線へ優先配分すること。</p> <p>(2) 特に、配分については代替高速交通機関が未整備である地域を優先すること。</p> <p><b>3 離島航路の維持</b>          隠岐航路は、島民2万2千人の日常生活を支えるとともに、年間40万人の乗客を運んでおり、必要不可欠なものであるが、急激な人口や観光客の減少による需要減などにより、運航事業者の経営は厳しく、運賃は高止まりの状況にある。</p> <p>ついては、離島航路を道路と位置づけ、本土の公共交通機関と同程度の移動・流通コストで航路を利用できるよう、離島航路に</p>	<p>地方航空路線活性化プログラム</p> <p>ム</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業</p> <p>業</p>	<p>0</p> <p>333</p>	<p>5</p> <p>372</p>	<p>3</p> <p>※羽田発着枠政策コンテストの創設（萩・石見空港が選定された。）</p> <p>331</p>
--	---	---------------------	---------------------	--

<p>対する補助制度の要件緩和、離島振興法における運賃低廉化の支援事業の創設等を実現すること。</p> <p><b>4 JR路線の災害復旧支援</b></p> <p>JR三江線、山口線、山陰本線は、平成25年7月と8月の大雨により甚大な被害を受け、現在も一部区間で運休している状態であり、一日も早い全線復旧が求められている。</p> <p>鉄道軌道整備法では、利用者数が少なく採算性の確保が困難なこれらの路線の復旧についても、事業者の経営状況に従って一律に補助対象外とされているが、過疎地域を走る鉄道は地域住民の通勤・通学など日常生活に欠かせない重要な交通機関であることから、早期に復旧できるよう、特例的に国による補助を可能とすること。</p> <p><b>5 高速鉄道網の整備促進</b></p> <p>鉄道の高速化に向けて、新たな技術の導入などを早期に進めるとともに、建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。</p>	<p>フリーゲージトレインの技術開発</p> <p>幹線鉄道の現状を踏まえた高速化・利便性向上方策検討のための調査</p>	<p>26</p> <p>1</p>	<p>29</p> <p>2</p>	<p>21</p> <p>[補] 5</p> <p>1</p>
<p><b>Ⅲ 離島への支援〔総務部・地域振興部〕</b></p> <p><b>1 離島振興法に基づく支援制度の拡充</b></p> <p>改正された離島振興法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、新設された離島活性化交付金をはじめ、離島航路運賃引き下げなど離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等の十分な予算額の確保を図ること。</p> <p>また、改正離島振興法に基づき、国境に位置する離島の保全・振興に関して必要な制度の創設を行うこと。</p>	<p>離島活性化交付金</p>	<p>10</p>	<p>15</p>	<p>12</p>

<p><b>2 国境に位置する離島への支援</b></p> <p>国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、国境離島に係る新法の制定など、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講ずること。</p>				
<p><b>IV 海上監視体制の充実強化〔防災部・農林水産部〕</b></p> <p>1 我が国の排他的経済水域内等における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。</p> <p>2 本県は離島や長い海岸線を有しており、県民が安心して暮らすことができるよう、巡視船の増隻や船舶の大型化など海上での監視取締りの強化、関係機関との連携強化等、海上監視体制の充実を図ること。</p>				
<p><b>V 湖沼環境保全施策の推進〔環境生活部〕</b></p> <p>観光、水産資源など様々な恩恵をもたらすかけがえのない県民の財産である宍道湖等の湖沼にアオコ、水草等が異常発生しているため、アオコ等の発生を抑制するために必要な調査等を行うとともに、異常発生時には回収・処理などの対策を講ずること。</p>				
<p><b>VI 地方の国際観光の振興〔商工労働部〕</b></p> <p>国内観光が減少を続ける中、国・地方を通じた訪日外国人旅行者拡大に向けた取組みにより、外国人旅行者が増加傾向にある。</p> <p>しかし、外国人観光客が東京から大阪までのいわゆるゴールデン・ルートに集中している。</p> <p>国の成長戦略（日本再興戦略）においては、観光資源等を活かして訪日外国人の誘致を図ることとしているが、今後、地方への来訪を促す次の取組みを、国として一層強化すること。</p>	<p>訪日旅行促進事業</p>	<p>57</p>	<p>52</p>	<p>49</p>

1 新たな広域観光ルートづくりの支援				
2 地域を取り上げたプロモーションの実施				
3 外国人受入れ環境の整備				
4 地域資源を活用した観光地づくりの支援				

## 環境省関係

重点要望の内容等	予算案等の状況 (億円)			
	事 項	H25 当初予算	H26 概算要求	H26 政府予算案等
<b>I 海岸漂着物対策の推進〔環境生活部〕</b> 1 海岸漂着物処理推進法に定める海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置については、恒久的な措置とすること。 2 日本海沿岸諸国からの海岸漂着物については、引き続き外交ルートを通じ、対岸諸国に対し原因究明と対策を強く要請すること。				
<b>II 隠岐世界ジオパークへの支援〔環境生活部〕</b> 世界認定された隠岐世界ジオパークについて、世界各地から訪れた人に、その価値が理解されるよう、国立公園内における施設整備等を進めるとともに、地質遺産及び生態系の保存・調査研究についての支援を行うこと。	自然公園等事業費  日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	82  0	74  32	75  16  〔補〕国立公園等国際化整備 12
<b>III 微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染への対応〔環境生活部〕</b> 微小粒子状物質による健康影響に関する国民の不安を払拭するため、健康影響に関する科学的知見の充実を図り、国民へのきめ細かな情報提供を行うこと。 また、「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく注意喚起について、全国の観測データの収集・分析に基づく、より精度の高い判断方法、周知方法を示すこと。	光化学オキシダント対策費含む	2	6	6 ※「PM2.5 に関する総合的な取組（政策パッケージ）」とりまとめ (H25.12 環境省) ・PM2.5 予報ができることを目指して、シミュレーションモデルの構築による予測精度の向上等

<p><b>IV 湖沼環境保全施策の推進〔環境生活部〕</b></p> <p>観光、水産資源など様々な恩恵をもたらすかけがえのない県民の財産である宍道湖等の湖沼にアオコ、水草等が異常発生しているため、アオコ等の発生を抑制するために必要な調査等を行うこと。</p>				
<p><b>V 原子力発電所の安全対策の強化等【原子力規制委員会】〔防災部〕</b></p> <p><b>1 原子力安全対策</b></p> <p>(1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。</p> <p>(2) 原子力規制委員会は、新たな規制基準に基づき、中国電力から、島根原子力発電所1、2、3号機に関する設置変更許可等の申請があった場合には、その安全性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。</p> <p>また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと。</p> <p>(3) 原発の稼働・再稼働については、まずは、国のエネルギー政策上の原発の位置付けを明らかにした上で、個別の発電所毎に、その安全性を十分に考慮して、国が責任を持って判断し、県民や立地・周辺自治体に十分な説明を行い、理解を得ること。</p> <p>また、その具体的な手続きを早期に示すこと。</p> <p><b>2 原子力防災対策</b></p> <p>地域防災計画を充実するために、「原子力防災会議」の下に設置された、国と原発の立地・周辺自治体とで構成する作業チームにおいて、次のような事項について早急に検討し、それを踏まえた必要な対策を講ずること。</p> <p>(1) 「原子力災害対策指針」の全体像を早急に示し、実効性のある防災体制を構築するとともに、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた</p>	<p>(再掲)</p> <p>原子力発電施設等緊急時安全対策交付金</p> <p>原子力災害対策施設整備費補助金</p>	<p>110</p>	<p>208</p>	<p>120</p> <p>[補] 200</p>

<p>防災対策の強化に対して必要な支援・協力をを行うこと。</p> <p>(2) 官公庁等の防災機関の放射線防護対策などの機能強化や、      方が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における      必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。</p> <p>(3) 原子力災害が発生した場合、一般住民及び要援護者の避難      が迅速かつ安全にできるよう、特に以下の点について、国が      前面に立って調整・支援を行うこと。</p> <p>① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係      る受入れ自治体、関係機関との調整</p> <p>② 住民の避難に必要な移動手段、避難物資、避難所・救護      所要員、避難用車両の運転要員の確保</p> <p>③ 要援護者の避難に必要な搬送手段、資機材、医療・介護      従事者等の確保</p> <p>④ 要援護者の避難にあたっての自衛隊等による即時、迅速      な対応ができる体制の構築</p> <p>⑤ 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等      の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の確立</p> <p>⑥ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の予防的服用について法的整理を進めるとと      もに、配備方法や服用手順など運用基準を整備すること。併      せて、乳幼児が迅速に服用できる製剤を開発するなど、国と      して、迅速な服用体制の整備を進めること。</p> <p>(5) スクリーニングのあり方について、広域避難における運用      基準を明示すること。</p> <p>(6) 緊急時モニタリングについて、「環境放射線モニタリング指      針」の改定を早急に行い、モニタリングを実施する際の人材      派遣、資機材整備・支援等の考え方を示した上で必要な措置</p>				
--	--	--	--	--

<p>を講ずること。 (7) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費 など必要な経費について財政措置を講ずること。</p>				
--	--	--	--	--

## 防衛省関係

重点要望の内容等	予算案等の状況 (億円)			
	事 項	H25 当初予算	H26 概算要求	H26 政府予算案等
<p><b>I 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等〔防災部〕</b></p> <p><b>1 関係機関への中止の要請等</b> 住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、さらに強力な対応を行うこと。</p> <p><b>2 国による実態把握と実態の伝達</b> (1) 飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにすること。 また、実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講ずること。 (2) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。</p> <p><b>3 飛行訓練に係る情報開示</b> 住民の不安を軽減するため、米国側との事前調整の実態を明らかにし、訓練予定日や訓練内容について、県や地元自治体に情報を提供すること。</p> <p><b>4 住民負担の軽減等</b> (1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。 (2) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民</p>				

<p>の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講ずること。</p> <p>(3) 飛行訓練によって生じる負担が一部地域の住民に偏らないよう、政府において、十分調整して対応すること。</p> <p><b>5 国と地方の協議</b></p> <p>米軍機の飛行訓練による諸問題について、国と地方で協議する場を設置すること。</p>				
<p><b>II 自衛隊輸送機の機種変更に伴う基地周辺対策の充実・強化〔防災部〕</b></p> <p>航空自衛隊美保基地においてC-1輸送機に代わり配備が予定されているC-2輸送機の導入にあたっては、安全運航に万全を期すとともに、低空での飛行経路に位置する地元自治体については、「特定防衛施設関連市町村」としての指定も含め、生活環境の整備と地域振興など周辺対策を充実・強化すること。</p>	基地周辺対策経費	1,211	1,238	1,231
<p><b>III 隠岐における分屯地の設置など自衛隊配備体制の充実〔防災部〕</b></p> <p>1 隠岐島は、国境離島として、我が国の国境管理や安全保障、海洋資源の確保という国家的な役割を担っている。</p> <p>平素から、海上保安庁を中心として、海上の警戒監視活動が行われているところであるが、北朝鮮情勢が一段と緊迫する中、隠岐島に分屯地を配備するなど、万が一の不測の事態に対処できる体制を整備すること。</p> <p>2 日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係、離島や長い海岸線を有する地理的状況、さらには、原子力発電所が立地する本県事情等を考慮し、出雲駐屯地をはじめ、県内における自衛隊の配備体制の充実を図ること。</p>				